

令和 7 年度

長岡市の財政指標

長 岡 市

1 財政指標の推移（普通会計）

① 実質収支比率

- ◎ 財政の健全度を示す指標で、標準財政規模に対する実質収支の割合をいう。

$$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- ・ 標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含む。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
2.0%	0.6%	1.9%	2.3%	7.3%
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
7.9%	8.8%	7.0%	6.9%	6.8%

② 経常収支比率

- ◎ 財政構造の弾力性を示す指標で、経常一般財源（地方税、交付税、譲与税等）に対する経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）の割合をいう。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$$

- ＊ 比率が低いほど財政構造に弾力性がある。

◇ （ ）内は、減収補填債（特例分）及び臨時財政対策債等を経常一般財源等から除いた場合の指数である。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
92.7%	93.3%	91.2%	91.9%	91.5%
(99.2%)	(100.0%)	(97.7%)	(96.8%)	(96.2%)
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
89.8%	92.4%	92.6%	96.1%	95.7%
(94.8%)	(95.8%)	(94.6%)	(97.0%)	(95.7%)

③ 財政力指数

- ◎ 財政基盤の強さを示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値をいう。標準的な行政活動を行うのに必要な財源を、どのくらい自力で調達できるかをあらわす。

$$\text{単年度} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- ＊ 指数が「1」以上だと財政に余裕があるとされ、普通交付税が交付されない。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
0.615	0.611	0.613	0.614	0.619
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0.606	0.598	0.587	0.589	0.586

④ 標準財政規模

（単位：千円）

- ◎ 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式で算定される。

$$\begin{aligned} & (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等} - \text{交通安全対策特別} \\ & \text{交付金}) \times \frac{100}{75} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別} \\ & \text{交付金} + \text{普通交付税} \end{aligned}$$

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
72,386,430	70,862,140	70,284,073	69,248,363	70,553,506
(67,649,125)	(66,003,304)	(65,560,616)	(65,681,922)	(67,114,634)
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
72,801,640	71,036,813	71,575,783	72,657,354	73,810,618
(67,462,617)	(68,492,926)	(70,042,483)	(71,915,901)	(73,810,618)

◇ （ ）内は、標準財政規模から臨時財政対策債発行可能額を除いた数値である。

2 財政健全化法における財政指標（健全化判断比率）

（単位：％）

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和7年度	—	—	8.5	83.1
令和6年度	—	—	8.0	74.6
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」、「早期健全化段階」、「再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や再生段階になった場合には、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」を策定して財政健全化を図ることになった。

① 実質赤字比率

◎ 一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
 - ・ 繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 - ・ 支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
 - ・ 事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- 標準財政規模：臨時財政対策債発行可能額を含む（以下同じ）。

② 連結実質赤字比率

◎ すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率

◎ 借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、18％以上で起債に県の許可を要する。

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
 - ハ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した補助金又は負担金
 - ニ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
 - ホ 一時借入金の利子

④ 将来負担比率

◎ 一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

- 将来負担額：イからヌまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等の負担等見込額
 - ニ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する一般会計等の負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
 - ヘ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ト 受益権を有する信託に係る一般会計等の負担見込額
 - チ 設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等の負担見込額
 - リ 連結実質赤字額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる基金